



第9章 景観形成の推進方策

1 景観まちづくり意識の醸成とパートナーシップの強化

「まちづくりは、人づくり」と言われます。

本市が、この景観計画で目指す景観形成を実現させるためには、どれだけ多くの市民が美しいまちづくりに関心を持ち、一步を踏み出せるかどうかにかかっています。

そこで、個々人の景観まちづくり意識の醸成とそれを支えるさまざまな主体相互のパートナーシップを重視し、幅広い景観形成を進めていきます。

(1) 学校教育における景観教育の推進

授業、課外学習、景観出前講座 など

(2) 生涯学習における景観まちづくり学習・活動

景観まちづくり講演会、景観案内人養成講座、景観出前講座、景観写真展、景観マップ、地区別景観計画の作成 など

(3) 景観アドバイザーの活用

市民・事業者向けの景観相談窓口の設置、講習会 など

(4) 景観表彰制度の拡充

たかさき都市景観賞、優良広告物表彰制度 など

(5) 景観まちづくり団体のネットワーク化

情報発信の場の設定、景観モニター制度、景観まちづくり会議 など



2 景観審議会の効果的な運用

本市は、平成5年より高崎市都市景観条例に基づき都市景観審議会を設置し、景観に関わる案件について諮問し、答申を受けてきました。

本計画策定後も、次に示す景観形成に関する重要な事項について、景観審議会でも効果的に調整・審議を行えるよう運用を図ります。

- ・景観計画の変更・修正
- ・景観重点地区の指定
- ・景観計画に基づく行為の届出や景観地区における認定行為に関する決定事項
- ・景観重要建造物・景観重要樹木に関する指定、変更など
- ・その他、景観形成上重要な事項

3 国・県など関係機関との連携

本市には、国や県が管理者となっている公共施設も数多くあることから、景観形成に関する関係行政機関との円滑な協議及び連携を図ることにより、良好な景観の形成を図ります。

特に、次に示すような事項について、景観形成に係る関係機関との協議、連携を図るものとします。

- ・景観重要公共施設の指定に係る協議・調整
- ・各種事業や施設の維持管理などに係る協議・調整

また、景観法では、様々な機関、関係者などにより景観形成について協議する景観協議会を設置できるものとされており、良好な景観の形成に向けて、適宜協議会の設置及び協議を行います。

4 公共施設の先導的な景観形成

本市の魅力的な景観を創出するため、市の公共施設の整備にあたっては、本計画に沿って景観形成の先導的な役割を果たすものとします。

- ・公共施設の整備計画立案時における事前調整
- ・景観アドバイザーによる指導・助言

5 全庁的な推進体制

本市は、平成6年に関係部署で構成する都市景観推進委員会を設置し、本市の優れた景観を保全し創造するため、公共事業の景観形成に関する事項などの調整を図ってきました。

今後は、公共事業だけでなく、商業、観光、農業振興などの景観に関わる総合的な協議・調整の場として、景観推進委員会の機能を拡充していきます。

さらに、景観法に基づく取り組みだけでなく、関連する法制度の活用や幅広いまちづくり施策との連携を図り、市の全庁的な協力体制のもと、目標の実現を目指します。

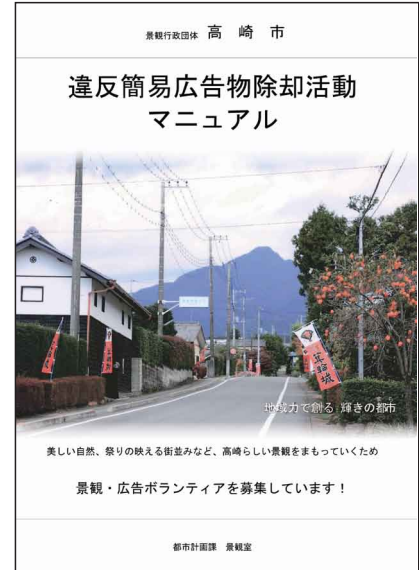
景観と広告

本市は、平成 23 年（2011 年）4 月に高崎市屋外広告物条例を施行し、景観行政団体として、高崎市景観計画を遵守し、地域の景観と調和した屋外広告物景観の推進に努めています。



景観 x 広告ガイドライン

具体的にはどのように掲示したらよいか、「屋外広告物条例の手引き」の中で「景観 x 広告ガイドライン」として 8 ページに亘って提示していますので、参考にしてください。



高崎市景観計画でも「市民自らが考え行動する景観まちづくりを推進すること」を掲げていますが、違反簡易広告物除却活動マニュアルを作成し、市民の皆さまと協働で美しいまちづくりに取り組んでいます。